

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

マージン率：派遣先（客先）より受領する派遣料金のうち、派遣労働者に支払う賃金を差し引いたものの割合

※マージンは派遣会社が負担する派遣社員の社会保険料や有給分の賃金支払いなどに使われています。

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

対象期間：第18期【2020年1月1日～2020年12月31日】

派遣労働者数	73名（2020年12月31日時点）
派遣先の数	9社
マージン率	32.5%
労働者派遣料金	19,234円（1日8時間あたりの平均）
派遣期間中の派遣労働者の賃金	12,974円（1日8時間あたりの平均）
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ及び個人情報保護教育 派遣の概要・安全衛生教育・マナー 資格取得支援
労使協定の締結に関する事項	締結している 有効期間の終期 令和4年3月31日

マージンには下記事項が含まれます。

- 社会保険料、労働保険料の事業主負担分
- 派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇にかかる費用
- 資格取得支援および教育研修費用
- 営業、管理、採用等、会社運営経費
- 営業利益 等